

日本生活期リハビリテーション医学会認定医の資格更新に関する申し合わせ

1 目的

本申し合わせは、日本生活期リハビリテーション医学会認定医（以下、生活期認定医）の生涯教育及び資格更新に関する内規（以下、内規という。）第4条第3項に基づき、生活期認定医の資格更新に関する手続きについて定めるものである。

2 資格更新の時期

生活期認定医の資格更新は、4月1日を基準日とする。

3 資格更新の審査

認定委員会は、生活期認定医が履修及び要件を満たしているか否かを審査する。

4 審査結果の通知

認定委員会は、前項の規定により資格更新が適格と判定した者については、生活期認定医資格更新決定通知書と併せて生活期認定医資格更新申請書を送付する。

5 資格更新の保留

- （1）第3項の規定により所定の単位を取得していないため、不適格の判定を受けた者は、資格喪失の日の翌日から資格更新の期間を2年間保留することができる。
- （2）（1）の規定の適用を受ける者は、生活期認定医の資格を停止するものとする。ただし、該当する学術集会等に参加し必要な履修をすることができる。
- （3）第3項の規定により不適格と判定した者は、保留とする。
- （4）認定委員会は、保留辞退および更新辞退を申請した者に対しては、原則、生活期認定医の登録を抹消するものとする。

6 保留期間を有する者の審査

- （1）保留期間を有する者については、保留期間内又は保留期間経過後最初の4月1日に、第3項に規定する資格更新の審査を行う。
- （2）資格更新が適格と判定した者については、第4項の規定を準用する。
- （3）資格更新が不適格と判定した者については、生活期認定医資格喪失決定通知書を送付する。

7 資格更新の登録

- （1）生活期認定医資格更新申請書の提出及び資格更新登録料が納付されたときは生活期認定医の更新登録を行うものとする。

- (2) 70歳以上の更新適格者は、当該年度の(1)の手続き終了後、資格更新に関する一切の手続きを免除される。
- (3) 理事会によって、生活期認定医(終身)に推薦および承認された者は、(1)の資格更新に関する一切の手続きを免除される。
- (4) 生活期認定医の資格を更新登録された者には、生活期認定医更新認定証及び生活期認定医生涯教育研修記録証を交付する。

8 資格喪失に対する不服申立て

- (1) 第6項(3)の規定により生活期認定医資格喪失決定通知書を受領した者は、通知書を受領した日から理事長に対し3か月以内に生活期認定医資格喪失不服申立て書により不服を申し立てることができる。
- (2) 資格認定委員会は、(1)の規定により不服の申し立てがあったときは、改めて第3項に定める審査を行う。
- (3) 理事長は、認定委員会の審査結果に基づき、速やかに理由を付して通知するものとする。

9 資格更新の猶予

- (1) 資格更新の際、次の各号に定める事由により該当する学術集会などでの受講ができなかった場合、内規第2条第1項に定める5年の期間に対して、それぞれの期間猶予することができる。
 - 1) 留学：留学期間の範囲内の期間
 - 2) 疾病・出産等：医師としての業務を遂行できなかった期間の範囲内の期間
- (2) (1)の規定により更新の猶予を受けようとする者は、生活期認定医更新時期猶予申請書に更新猶予の必要理由を記載して申請するものとする。なお、申請書の内容について不明な点がある場合は、事務局より確認の問合せをする。
- (3) 猶予の事由(留学等)の期間中に取得した単位は、資格更新に用いることができない。
- (4) 猶予期間は、年度(4月1日から翌年3月31日まで)を単位とする。

10 資格更新等の承認

資格認定委員会は、第3項又は第6項の規定により資格更新が適格と判定された者、第5項(1)の規定により更新期間を保留する者、同項(5)により保留辞退する者及び第9項の資格更新の猶予を受ける者については、理事会の承認を得るものとする。

11 本申し合わせに関する書式は、別に定める。

1 2 本申し合わせの改廃は、理事会の承認を必要とする。

附 則

1 本申し合わせは、令和 7 年 2 月 1 日より施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。